

【参考】工事費内訳明細書における法定福利費の内訳明示に係る算出見積の作成例

法定福利費に係る見積書

工事名	工期	令和	年	月	日から
工事場所		令和	年	月	日まで

法定福利費 (事業主負担分)	円 (消費税抜き)
--------------------------	-----------

<u>事業主負担分</u>	対象金額 (労務費) ①	保険料率 ②	金 額 (労務費×保険料率) ③=①×②
雇用保険料			
健康保険料			
介護保険料			
厚生年金保険料 (子ども・子育て手当拠出金含む)			
		保険料率の合計	

(消費税抜き)

※介護保険料については、加入率を加味した保険料率で設定。

法定福利費に係る見積書の確認方法

【基本的な法定福利費算出の場合】 = 労務費総額 × 法定保険料率

【確認手順例】

- ① 労務費総額（元請負人の実情に合わせた方法で算出されたもの）の記載があるか。
- ② 労務費総額に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料が適切に算出されているか。

福島県における各保険料率（令和4年5月現在）は次の表を参照。

各保険料率	全額	事業主負担分	
雇用保険料（建設の事業）	1.25%	0.85%	※R4.9.30までの保険料率
健康保険料	9.65%	4.825%	
介護保険料	1.64%	0.82%	（※1）
子ども・子育て拠出金	0.36%	0.36%	※本人負担なし
厚生年金保険料	18.3%	9.15%	
合計	31.2%	16.005%	

（※1）介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料の1/2）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする。

【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式

= 介護保険料率（事業主負担分）0.82%（R4.5現在）× 52.9% = 0.434%

- ③ 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額が適切に算出されているか。

最新の保険料率は、それぞれのウェブサイト等で確認してください。

- ・ 雇用保険料（建設業の部） … 厚生労働省
- ・ 健康保険料、介護保険料 … 協会けんぽ福島支部
- ・ 厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金 … 日本年金機構